第五条の二第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第二項第三号中「国民年金法施行規則」の下に「（昭和三十五年厚生省令第十二号）」を加え、同項第四号中「令」を「厚生年金法施行令（以下「令」という。）」に改め、同項第五号中「（昭和三十四年法律第百四十一号）」を削り、同条第三項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第五条の三第一項、第五条の四、第五条の五、第七条第一項及び第八条から第九条の二までの規定中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第十条第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第二項中「第四条ノ二第一項」を「第十九条第一項」に、「社会保険事務所長等」を「機構」に、「第九条ノ二ノ二」を「第二十七条」に改める。

第十条の二第一項及び第三項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第十一条第一項中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第十二条第二項及び第三項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第十二条の二第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十三条中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第十三条の二第一項、第三項、第四項及び第六項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第十三条の三第一項及び第十四条第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第十四条の二中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二号中「令第二条第一項の規定による社会保険庁長官」を「令第四条の四第一項の規定による厚生労働大臣」に改める。

第十五条第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第二項中「社会保険事務所長等」を「機構」に、「第七条」を「第六条」に改め、同条第三項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第十五条の二並びに第十八条第一項、第二項及び第四項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第十九条第一項及び第二項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第三項中「第四条第三項又は第四項」を「第十八条第一項又は第二項」に、「社会保険事務所長等」を「機構」に、「第九条」を「第八条」に改め、同条第五項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第十九条の二第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第二項中「第四条ノ二第一項」を「第十九条第一項」に、「社会保険事務所長等」を「機構」に、「第九条ノ二ノ三」を「第十条」に改める。

第十九条の三中「第四条第五項」を「第十八条第三項」に、「社会保険事務所長等」を「機構」に、「第九条ノ二」を「第九条」に改める。

第十九条の四中「第四条ノ二第二項」を「第十九条第二項」に、「社会保険事務所長等」を「機構」に、「第九条ノ二ノ四」を「第十条」に改める。

第十九条の五第一項及び第二項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第四項中「社会保険事務所長等」を「機構」に、「第九条ノ三」を「第十一条」に改め、同条第五項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第十九条の六中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第二十条第一項及び第二項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第三項中「社会保険事務所長等」を「機構」に、「第十一条」を「第十五条」に改める。

第二十一条第一項及び第四項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第五項中「第十三条」を「第十二条」に改める。

第二十一条の二第一項、第三項及び第四項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第二十二条第一項及び第三項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第四項中「第十条」を「第十四条」に改め、同条第五項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第二十二条の二及び第二十二条の三中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第二十二条の四第一項中「附則第四条の三第九項」を「附則第四条の三第八項」に、「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第二十三条第一項から第三項までの規定中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第四項中「社会保険事務所長等」を「機構」に、「第十七条」を「第十八条」に改める。

第二十四条中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第二十五条の二第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第二項中「第九十六条ノ三ノ四第一項」を「第百六十一条第一項」に改め、同条第三項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第四項中「第九十六条ノ三ノ四第一項」を「第百六十一条第一項」に、「第九十六条ノ三ノ四第三項」を「第百六十一条第二項」に改める。

第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十九条中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第二十九条の三第一項中「その地を管轄する社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第二項中「当該仮住所地を管轄する社会保険事務所長等」を「機構」に、「その」を「厚生労働大臣の」に改め、同条第三項中「第二十一条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

第三十条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第二号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十条の二第一項及び第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十条の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十条の四第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第三十条の五第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号及び第七号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十条の五の二第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第三十条の五の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号及び第三号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十条の六中「第三条の四の四」を「第三条の四」に改める。

第三十一条第一項、第三十一条の二第一項及び第二項、第三十一条の三第一項、第三十一条の四第一項並びに第三十二条中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第三十三条第一項中「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を「第四項」に、「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同項第五号中「又は船員保険法第三十三条の四第一項」を削り、同条第三項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同項第五号中「若しくは高年齢再就職給付金」を「又は高年齢再就職給付金」に改め、「又は高齢雇用継続基本給付金若しくは高齢再就職給付金」を削る。

第三十三条の二及び第三十三条の三中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第三十四条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号及び第五号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十四条の二第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第三十四条の三中「第四項、第六項及び第七項」を「第五項」に改める。

第三十五条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第四項中「社会保険庁長官が」を「厚生労働大臣が」に、「社会保険庁長官に」を「機構に」に改める。